

東郷町立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東郷町広告掲載要綱（平成22年東郷町要綱第14号、以下「要綱」という。）に基づき、東郷町立図書館（以下「図書館」という。）の利用者に提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）に、広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 雑誌スポンサーは、希望する雑誌の購入費を負担し、その雑誌の最新号カバーの所定の位置に民間企業等の情報を掲載する。

3 図書館は雑誌購入費の財源を確保し、新たな図書資料等を購入することにより、雑誌コーナーの充実を図る。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサーは購入費用を負担した雑誌を図書館に寄贈する。

2 図書館は、寄贈を受けた雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には雑誌スポンサーが作成した広告を掲載する。

3 雑誌スポンサーが購入した雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(雑誌の選定)

第3条 雑誌スポンサーは、図書館と協議の上、提供雑誌を選定する。

(広告の規格)

第4条 提供雑誌の最新号カバー表面については、雑誌スポンサー名を表示し、表示できる大きさは、縦4センチメートル、横13センチメートル以内とし、地色は白色、文字は黒色とする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(広告掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として町が掲載を決定した月の翌月から12か月とする。ただし、提供期間満了の3か月前までに、町又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とす

る。

2 3か月以内で解約の事情が発生した場合には協議するものとする。

(雑誌スポンサー制度の申込方法)

第6条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、東郷町立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1)に次に掲げる資料を添付し教育委員会に提出するものとする。

(1) 広告図案

(2) 会社概要等(業種等がわかるもの)

(3) 市区町村民税の納税証明書

3 東郷町内に所在地を有する事業主等で、町が町税の納付状況に関する調査を行うことについての同意がある場合は、前項の市区町村民税の納税証明書の添付を要しない。

4 教育委員会は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告主及び掲載広告内容の審査及び決定)

第7条 教育委員会は、広告主及び雑誌スポンサーの掲載する広告の内容を東郷町広告掲載要綱第6条1項に規定する広告掲載審査委員会の審査に付し、決定するものとする。

2 教育委員会は、審査委員会の審査結果を基に広告掲載の可否を決定し、東郷町図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2)により通知する。

3 前項の審査により適合と認められた広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、次の各号の順位により決定する。

(1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告

(2) 民間企業のうち町内に事業所を有する法人が行う広告

(3) 前2号に掲げる広告以外の広告

(契約)

第8条 町及び申込者は、前条第1項の決定に基づき覚書(様式第3)を締結するものとする。

(購入代金の支払方法)

第9条 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる支払方法により、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

(1) 支払いは、一括先払い（年間毎に精算）とする。

(2) 振込手数料は、広告主の負担とする。

（雑誌が休廃刊した場合の措置）

第10条 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告掲載の責務）

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責務を負うものとする。

（広告掲載の取消）

第12条 教育委員会は、雑誌スポンサーが要綱第3条に該当すると判断した場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 雑誌スポンサーが町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

(2) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき

(3) 雑誌スポンサーの申込みにあたって、虚偽の内容があったとき

(4) 雑誌スポンサーの倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

(5) 雑誌スポンサーが書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき

(6) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき

(7) 指定する期日までに雑誌の購入費用を納入業者に納付しなかったとき

2 教育委員会は、町の都合により広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

3 前2項の理由により広告掲載の取消し又は中止をした場合は、東郷町立図書館雑誌スポンサー決定取消通知書（様式第4）により広告主に通知するものとする。

4 広告掲載の取消し又は中止をした場合、雑誌スポンサーが負担した雑誌の購入

費用の補償は行わないものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年11月26日から施行する。